

第 29 回高知県オフセット・クレジット認証運営委員会 委員からのご意見等と事務局の回答

1. 経過報告(議事概要及び資料1)

- ・県内企業等への営業活動などの結果、クレジット販売量など活用状況に改善がみられており、この傾向が続くよう来年度も引き続き営業活動や制度の普及啓発に取り組んでいただければと思います。
- ・報告によると、県有クレジットは県内企業を中心に訪問活動を行い、安定したクレジット販売。一方地域版クレジットは中土佐町と四万十町のほか、県外事業者の活用が目立ったとありました。

県有クレジットの訪問活動はコロナの影響もあり、活動としては難しいと思いますが、安定したクレジット販売はコロナ前の訪問販売の結果得られた契約を引き続きもらえているということでしょうか。それとも新たな顧客が開拓できているということでしょうか。また地域版クレジットが県外事業者に販売できたのは、どの販売手法が効果的だったからでしょうか。

【事務局からの回答】

県有クレジットについては、主に公共工事関係で取り組み実績のある事業者に対して提案を行うことで安定した販売実績につながっており、これが全体の8割程度を占めております。また、まだ取り組まれていない事業者への提案により活用いただいた事例もあり、本年度は11件の新規契約がありました。

また、地域版クレジットについては、大半がプロバイダーとクレジットの預託契約しており、プロバイダーが購入先を発掘している状況です。その他には、取引のある企業からお話をいただき、購入に至った例もございます。

- ・現在、政府が動いている炭素税の導入について(排出量取引へのマイナス影響の程度ははかりかねますが)、既存の排出量取引(J-クレジット制度)を担ってこられた高知県として、排出量取引制度への配慮を願うような動きをされているのでしょうか？
炭素税導入により、企業側のフリーキャッシュフローへの負担が大きくなり、これまで排出量取引に流れていた資金は減少するようには思います。加えて、炭素税の課税対象である化石資源の使用量抑制への投資に優先的に振り分けられるとも思いますので、排出量取引の立ち位置は厳しくなるかと懸念しております。
排出量取引制度を今後も継続するのであれば、制度への配慮が不可欠ではないかと思う次第です。

【事務局からの回答】

国が進めている炭素税の導入については、排出量取引制度への配慮等について高知県から国に求める動きはありません。しかし、ご指摘いただいている影響も懸念されることから、動向を注視するとともに本制度のあり方についても併せて検討していく必要があると考えます。

- ・一方で、建設物の木質化・木造化の動きは盛んになる気配があります。産出木材の炭素固定量は評価項目として統計値などから比較的容易に算入できるため、森林吸収量よりも制度管理側・申請側の負担も少ないのではないかと推察するところです。（見間違いなら申し訳ございません。）

管理コストとのバランスを検討して、木材利用による固定量に特化するような方向で運営するというのは、検討に値しませんか？運営コストの低減も重要な課題かと思えます。

【事務局からの回答】

高知県では、木材利用による固定量を算定し認証する「高知県 CO2 木づかい固定量認証制度」を運営しています。

この制度は、県産材を使った個人住宅や木造公共施設の木材使用量から建物の CO2 固定量を算定し認証するものであるため、伐採木材の固定量を要件に追加した場合にダブルカウントが発生する懸念がございます。（仮に梶原町 PJ 地で間伐した原木が方法論「FO-001」で認証された場合、認証された原木を製材した木材を使った建物が「木づかい固定量認証制度」に申請された場合、ダブルカウントとなる。）

こうした懸念があることから、現時点では固定量を要件に追加することは検討しておりません。

- ・資料 1 の地域版クレジットの無効化状況のグラフと、その隣にある発行量、バッファ量、無効化量の表で、津野町、中土佐町、高知市の値が異なっているように思われます。

【事務局からの回答】

ご指摘いただいた点については、グラフに最新の数値が反映されておりませんでしたので、該当箇所を修正いたします。

2. 持続性確認結果・森林管理プロジェクトに係る特別措置について(資料2)

- ・登録された事業者から提出された文書、書類等に不備がなく、対象森林に異常がないことについて確認されており、意見等はなし。

3. 高知県版 J-クレジット制度 変更・更新について(資料3)

- ・内容は適切に処理されており、意見等はなし。

4. 高知県版 J-クレジット制度 制度文書の改定について(資料4)

- ・審議の資料について、今後は加筆修正された部分を分かりやすくする工夫(フォントを変える、下線で印す等)があればありがたいです。
- ・別紙4 モニタリング・算定規程(排出削減プロジェクト用)Ver.3.16 について、P31 の表中、「3.10」の「有効期限 2020.5.23」は「2021.5.23」、「3.11」の「制定/改定日 2020.5.24」は「2021.5.24」に修正が必要な箇所ではないかと思えます。

【事務局からの回答】

次回の審議資料より、加筆修正された部分については分かりやすく示すことといたします。

また、改定/制定日及び有効期限についても、令和5年3月10日の制度文書改訂に併せて修正を行いました。